

| | |
|-------------|---------------|
| 定例教育委員会報告資料 | |
| 平成29年10月31日 | |
| 担当課 | 教育総務課 校区審議室 |
| 電話(内線) | 20-3089(5155) |

第13期鳥取市校区審議会中間まとめについて

第13期校区審議会（任期：平成28年6月28日～平成30年6月27日）では、本市独自の学校配置や校区設定の基準を示し、審議が進められています。

平成29年10月31日に開催された第10回校区審議会において、校区の現状・課題やその対応策等の様々な情報を地域・保護者・学校に提供するとともに、地域において「学校のあり方を考える検討組織」づくりを推進することを目的に、これまでの審議内容をまとめた「中間まとめ」が下記のとおり作成されました。

記

<中間まとめの概要>

【審議の根拠となる学校配置と校区設定の基準】

(1) 学校規模に関する基準

学校の現状や規模による教育効果等を踏まえ、学校の標準規模を小学校・中学校ともに「6学級～18学級」とする。

(2) 通学区域に関する基準

国の基準である「小学校：概ね4km以内、中学校：概ね6km以内」を基に、通学に要する時間を1時間以内として、交通手段や安全性も考慮しながら検討する。

(3) 適正配置に関する基準

学校規模に関する基準、通学に関する基準などの指標を基に、地域の特性や歴史、地域コミュニティ、災害時避難所活用、学校の施設改修計画等も含め総合的に判断する。

【早急に議論が必要な学校区】

- (1) 江山中学校エリア（神戸小、美和小を含む）
- (2) 千代川以西エリア（城北小、大正小、世紀小）
- (3) 気高中学校エリア（宝木小、瑞穂小、逢坂小、浜村小も含む）
- (4) 中心市街地エリア（久松小、醇風小、遷喬小、日進小、富桑小、明德小、美保小）
- (5) 河原中学校エリア（西郷小、散岐小、河原第一小も含む）
- (6) 小規模小学校（東郷小、明治小、佐治小）

※中間まとめでは、それぞれに検討課題を整理し、解決に向けた選択肢の一例が示されています。地域において「学校のあり方を考える検討組織」を立ち上げて、これらを参考に議論いただき、地域の方向性をまとめていただくものです。校区審議会はその方向性を尊重するスタンスに立っています。